# 介護老人保健施設いこいの家通所リハビリテーション R6.6.1 重要事項説明書

#### 1. 事業所の概要

| 法人名   | 医療法人北寿会         |                         |              |  |  |  |
|-------|-----------------|-------------------------|--------------|--|--|--|
| 代表者氏名 | 理事長 鈴木忠臣        |                         |              |  |  |  |
| 所在地   | 〒364-0033 埼玉県北ス | 〒364-0033 埼玉県北本市本町6-232 |              |  |  |  |
| 電話    | 048-592-0712    | FAX                     | 048-591-3035 |  |  |  |

#### 2. 提供できるサービスの種類

| 施設名称       | 医療法人北寿会 介護老人保健施設いこいの家                   |     |              |  |  |
|------------|---|-----|--------------|--|--|
| 代表者氏名      | 理事長 鈴木忠臣                                |     |              |  |  |
| 所在地        | 〒364-0033 埼玉県北本市本町6-232                 |     |              |  |  |
| 電話         | 048-592-0712                            | FAX | 048-591-3035 |  |  |
| 介護保険指定番号   | 介護老人保健施設(埼玉県1155380019号)                |     |              |  |  |
| 種類         | 通所リハビリテーションサービス                         |     |              |  |  |
| 定員         | 40名                                     |     |              |  |  |
| 営業日        | 月曜日 ~ 金曜日 年末年始については原則12月31日から1月3日までを休日と |     |              |  |  |
| 営業時間       | 8:30 ~ 17:30                            |     |              |  |  |
| 通常の事業の実施地域 | 北本市、鴻巣市、桶川市及び吉見町                        |     |              |  |  |

# 3. 介護老人保健施設いこいの家通所リハビリテーションの職員体制

| 職種      | 資 格      | 常勤     | 非常勤 | 合 計  |
|---------|----------|--------|-----|------|
| 管理者(医師) | 医師       | 1名(兼務) | 0 名 | 1名   |
| 看護職     | 看護師•准看護師 | 1名     | 0 名 | 1名   |
| 介護職     | 介護福祉士他   | 3 名    | 1名  | 4 名  |
| 理学療法士   | 理学療法士    | 2名     | 5 名 | 7 名  |
| 作業療法士   | 作業療法士    | 1名     | 0 名 | 1名   |
| 管理栄養士   | 管理栄養士    | 1名(兼務) | 0 名 | 1名   |
| 合 計     |          | 9 名    | 6 名 | 15 名 |

## 3. 事業の目的

- 週所リハヒリアーンヨン(介護す)的週所リハヒリアーンヨン)は、晏介護状態(介護す)的週所リ ハドリ

立て実施し、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

## 4. 運営方針

当事業所では、通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画に基づいて、 埋字療法、作業療法及い言語療法をの他必要なリハヒリアーションを行い、利用者の心身の機能の 維持回復を図り、利用者か可能な限りその居宅において、目立した日常生活を宮むことかできるよう

在宅ケアの支援に努める。

2 当事業所では、利用者の意思及び人格を尊重し、目傷他害の恐れかある等緊急やむを得ない。

場合以外原則として利用者に対し身体拘束を行なわない。

3 当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行つととも に

従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

4 当事業所では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者(介護す防文援事業者)、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携を

はかり利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。

5 当事業所では、明るく家庭的雰囲気を重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。

- 6 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、埋解しやすいよっに指導又は説明を行っとともに利用者の同意を得て実施するよう労める。
- 7 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、 当施設か 待た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は 行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその 代理人の 了解を得ることとする。
- 8 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1頃に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を店用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

## 5ご利用料金

利用者負担の額を以下のとおりとする。

- (1) 介護保険負担分は法令の通りとする。
- (2) 保険給付の自己負担額を、別に定める料金表により支払いを受ける。
- (3) 利用料として、食費・居住費、利用者が選定する特別な室料及び特別な食事の費用、日用品費、教養娯楽費、理美容代、私物洗濯代、文書料、その他の費用等利用料を、別に定める料金表により支払いを受ける。

## 6. 事故発生時の対応

利用者に対する介護保健施設サービスの提供により事故が発生した場合は利用者に対し必要な措置を講じます。施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応を必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。また、当施設は利用者の家族等利用者又は扶養者が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡を行います。

#### 7. 苦情処理体制

当施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。

## 相談・苦情の窓口

介護老人保健施設 いこいの家

施設長 鈴木忠臣

電話 048-592-0712

施設担当者 支援相談員 加村 美香 電話 048-592-0712

- 北本市役所高齢介護課介護保健担当電話番号 048-591-1111
- ·吉見町役場 健康推進課 介護保険係 電話番号 0493-63-5013
- •鴻巣市役所 介護保険課 •桶川市役所 介護保 電話番号 048-541-1321 電話番号 048-786-
- ·埼玉県国民健康保険団体連合会 電話番号 048-824-2568

# 8.協力医療機関等

- •協力医療機関
  - ・名 称 北里大学メディカルセンター
  - •住 所 北本市荒井6丁目100番地
- •協力歯科医療機関
  - •名 称 島田歯科医院
  - •住 所 北本市本町6丁目116番地